

平成23年 No.36

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

制定理由

保健管理センター所長の選考について，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年11月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年11月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第27号

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：保健管理センター所長の選考について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(選考) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長<u>及び</u>教員養成カリキュラム開発研究センター長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 〔省略〕 (センター長候補者の選出) 第6条 環境教育研究センター長候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者<u>及び</u>教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成23年11月10日から施行する。</u>	(選考) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター長及び保健管理センター所長</u>（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 〔省略〕 (センター長候補者の選出) 第6条 環境教育研究センター長候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者</u>の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。 (任期等) 第7条 役付職員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。 2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 〔省略〕

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：保健管理センター所長の選考について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （職員） 第4条 センターに、所長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置く。 （所長） 第5条 所長は、本学専任の<u>教授のうちから次条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u> 2 所長は、センターの管理運営をつかさどる。 3 <u>所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年11月10日から施行する。</u>	〔省略〕 （職員） 第4条 センターに、所長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任教員を置く。 （所長） 第5条 所長は、本学専任の<u>教授をもって充てる。</u> 2 所長は、センターの管理運営をつかさどる。 〔省略〕